

生活販売 パイロット

軽トラックなどで住宅地を回りながら品物を販売する「移動販売車」は自宅前で購入できとても便利ですが、中には悪質な業者もいます。物干しがおの移動販売で、トラブルになった事例を紹介しましょう。

▼「格安で販売」と放送する販売車が通ったので呼び止めた。さお一本45500円といふので購入することにした。業者が「家で使



【事例】

に切ってあげる」と書うので頼んだといふ、切った後で4万5千円を請求された。「4500円ではないのか」と言うと「そんなことは言っていない」と強く否定され、支払ってしまった。▼販売車が一本500円と放送していたのを呼び止めた。業者から「500円はプラスチック製で、数千円高いうがステンレス製もあ

に切ってあげる」と書う」と説明され、ステンレス製を購入。さおを切った後、値段は300円と言われた。切つてしまったので購入しました。

と書うと「そんなことは言っていない」と思ふが、中には悪質な業者もいます。物干しがおの移動販売で、トラブルになった事例を紹介しましよう。

【アドバイス】

れません。「二つの事例では、業者は放送して、いたものよりかなり高い商品を強引に販売していますので、「訪問販売」に当たると考えられ、クーリングオフが可能です。しかし、多

移動販売車問題

商品、価格は購入前に確認

この場合は業者名や住所などを確認していません。領収書の連絡先などはでたらめで、問題があつても泣き寝入りするしかないです。商品と金額を購入前にしっかりと確認することが大切です。「金額に納得がいかない」「不要だ」と思ったら、きっぱりと断りましょう。不審に思った時やトラブルになつた時は支払う前に、その場で最寄りの市町村消費生活相談窓口やアイネスに連絡してください。業者から脅された場合は警察にも連絡します。(県消費生活・男女共同参画アフターザ・アイネス、☎097・534・0999消費生活相談電話)

くの場合は業者名や住所などを確認していません。領収書の連絡先などはでたらめで、問題があつても泣き寝入りするしかないです。商品と金額を購入前にしっかりと確認することが大切です。「金額に納得がいかない」「不要だ」と思ったら、きっぱりと断りましょう。不審に思った時やトラブルになつた時は支払う前に、その場で最寄りの市町村消費生活相談窓口やアイネスに連絡してください。業者から脅された場合は警察にも連絡します。(県消費生活・男女共同参画アフターザ・アイネス、☎097・534・0999消費生活相談電話)